なぜ動物には権利がないのか？

村尾　陸

１．権利の定義

権利の定義は多義的であり、統一的な定義を導くことは容易ではない。ここでは、本論における権利の定義について述べる。本論の言及する権利とは、この定義に準拠する。

権利規範とは、善規範のうち、自らの生存利益の保護における善性と他者による自己の生存利益に対する侵害における悪性とが一致する部分である。この定義における権利概念、権利内容もまた多岐に渡ることが予想される。本論における権利の考察では、上記権利規範のうち、動物に認めるべき権利内容を生存権と定義して考察を進める。

２．生存権とは

生存権とは、一次的には生きる権利である。私たちは現実の如何なる事象に優先して生きること、生き続けることを選択でき、また自らの生きること、生き続けることへの侵害、またはその選択を妨げようとする一切の行為を拒絶することができる通用力である。

そして、二次的には、生物の生存状態の維持のために必要不可欠な要素（生存利益）について一切の外部的侵害を拒絶する通用力の事である。

生存利益とは、生命と自由の二つを想定する。生物は生命を有するため、生きていると言える。よって、生存にとって生命の有無は絶対的な前提である。しかし、ただ生命があるだけでは真の意味で「生きている」とは言えない。生物の本質は命があることのみならず、それぞれの個体が自律的且つ主体的に活動することにある。例え殺されずとも、狭い監獄や拘束具によって身体活動を制限されているものや、洗脳や調教によって主体的思想を失った隷属的生物は本質的な意味で生存しているとは見做さない。個体の自律性と主体性とは自由である。本来生物は自由に活動し、自由に思考することができる。もちろん、身体活動や精神活動は、生命の有無だけを問題とする生命権とは様相を異にし、物理的な空間における作用であり、他者の生命や自由への侵害可能性を有するものである。よって、自由権とは無制限ではない。しかし、ここでは自由権の制限について考察するのではなく、生物が本来持っている自由が不当に制限・強奪されている場合における自由権について、生存権の構成要素として、本論の考察に組み込むことにする。

３．本論のテーマ

すべての人間は権利を持つとされる。

このことは、世界人権宣言において確認された。

国際条約による人権規定によって、全ての人間に権利が存在することが法的に確定された。

しかし、現状ヒト以外の生物に対して権利を認容する法律は存在しない。権利の存在を確認する公的な法令も存在しない。動物の保護を企図する法律は増加しているが、これらの立法趣旨は動物の権利享有主体性に基づくものではない。

本論は権利規範の中でも生存権に焦点を当てて、なぜ人間社会において動物には権利がないとされているのかについて考察する。

４．本論の考察の対象の「動物」について

権利享有主体の人類限定性に疑問を呈するとき、権利範囲は生きとし生ける全ての生物に及ぶという想定になる。もちろん、知性と権利享有主体性を関連付けて、権利範囲を哺乳類全体とするといった考察も可能であるが、これでは結局権利の人類限定性を強く否定できない論拠に終わってしまうだろう。本論は全ての生物は潜在的な権利享有主体なのではないだろうかという問いを前提とする。権利規範の射程は全生物に及びうるものと想定する。しかし、人間が動物を殺すのと同様、動物もまた動物を殺すことで生存し、食物連鎖もこの連関の中に成り立つ。そうすると、人間の動物に対する殺しも正当化されそうではある。しかし、命を賭けた駆け引きではなく、人間の殺しは生殺与奪を掌握した完全支配の中の利用である。そして、人間存在は既に自然システムを逸脱しており、食物連鎖と同列に語ることは適切でない。人類の動物利用に対して、人類の利己的な使用のために絶命させられる、または相当以上の過酷な苦役と自由の制限を強要させられる動物の権利という観点を主眼としたい。

５．人間と人間以外の動物の差異についての考察

権利を人間の政策的な規範としてではなく、普遍的で倫理的な規範であると捉えることにする。このとき、人間には権利があり、人間以外には権利がないとするならば、それは生物の中で人間しか持たない要素があり、この要素が権利享有の条件であると考えることができる。もちろん、自然界で人間だけが持つ特性というものは存在するだろう。ここでは、その特性の内、権利享有の条件として唱えられている事柄について考察してみたい。考察の過程は、⑴その事柄で人間は本当に他生物を凌駕しているか、⑵その事柄は権利享有の条件としての正当性を持つかの２点で行う。

６．知能

私たち人間が、その他動物との差異について考える時、よく言われるのが知能の差である。確かに、動物の世界では数学や哲学または言語体系はさして発達していないかもしれない。しかし、この知能というくくりは曖昧である。知能を使う分野であれば、人間はどの分野であっても全ての生物を凌駕するだろうか。確かに人類が作り上げてきた学術体系に関する運用能力では分があるだろうが、暗記力や学習能力ではより優れた生物種がいてもおかしくなさそうであるし、動体視力などの処理的知能ではおそらく人間は野生動物に大きく劣るのではないだろうか。知能については人間の間でも得手不得手の分野があるのと同様に、生物種にも得手不得手があるだろうし、知能において人間が明確に他を凌駕するとは言えないだろう。知能のうち、特定の知能基準として、「権利内容把握能力」「権利行使能力」「理性」と権利享有条件を連関させる説が唱えられている。これらについて、以下で考察する。

７．権利内容把握能力及び権利行使能力

権利内容を把握できないものは、その権利を有効に活用することが見込めない。権利とは、当然にあるものではあるが、権利の本質は虚構に過ぎないので、権利に効果を持たせるためには、先ず権利の存在を知り、この内容を把握したうえで、適切に行使する必要がある。権利とは、権利事実の受容者に伝達して始めて、権利としての意義を全うするし、権利主体もこれを有効に活用できたと言える。この権利概念に対する概括的な理解能力と、これを適切に行使する手続能力が権利主体としての条件として求められることが考えられる。

⑴これについては、全般的に見て、人間が他生物に優越することは事実である。（全ての人間が優越するかという問題につき、後述）

⑵現行人権のうち、その内容を把握し、適切に行使することを求める性質の権利については、当該能力を享有条件とすることには合理性がある。しかしながら、権利の中には内容を把握し、これを行使することを権利効の条件として求めない類型の権利も存在すると考える。上記生存権について、生物が生きること、生き続けることは権利行使しなければ認められない事柄ではないだろう。身体や精神の自由についても同様である。生物の本質は生命と自立主体性である。この二つは不可侵害の絶対利益であり、条件化してその本質的利益の保証を奪って良い性質のものではないと考える。でなければ、人間は動物の生存を勝手に権利という名の許認可制にして、人間から権利の許可を得られなかった者は、殺されようと傷つけられようと仕方がないという残酷な構図が出来上がってしまうからだ。いや、現状はそういう構図になっている。

人間には、他者の生命と自由を奪う権限はなく、これがあると見るのは傲慢な発想である。人間はなぜ自由に他者の生命や自由を奪えないのか。それはこうした行為が悪であるという人間の倫理観があるからである。では、これがなぜ悪なのだろうか？

８．善悪について

人間は征服者であり、支配者である。人間はその科学力によって、地球上を征服し、自然と生物全体を支配するに至った。支配者が被支配物をどのように処分しようと、それは物理的な事実に基づいた行為であり、これを悪と見做すこともまた、主に人間の主観的な感覚であり、一部の人間の価値観の押し付けではないだろうかという疑問が湧く。

人間には善悪という判断軸がある。何が善で、何が悪かは、個人によって、個人の所属する属性によって大きく異なり、これを定式化することは不可能だ。しかし、国際社会の中で、この善悪の価値観というのは、過去に比べてはっきりと定められてきていると感じる。

わたしたちは、倫理観、正義感、道徳観など、善とされる基準を持ち、これを行動規範とすることがある。この善は、個人から集団へと広がり、集団が個人にこの善の遵守を求める。なぜなら、善は集団の秩序維持と直結するからである。善の源流は色々な要素から成るが、その一つが人間の持つ共感性である。私たちは経験によって、痛みを知り、優しさを知り、尊重を知る。私たちは自らの体験を基として、他者の心情や感覚を自己に投影することによって、他者の心情や感覚を推し量り、共感を持つのである。この共感性の能力は、人間の大きな特徴である。私たちはこの共感性によって、ただ利己的に行動するのみではなく、利他的な行動を選択することが可能となる。私たちは、自己が他者に殺傷されないこと、苦役に晒されないこと、自由を奪われないことを願い、同様のことを他者に課さないことに気を払う。この思想が生存権の根源には必ず存在している。そして、利己的な振る舞いがたとえ自己を満足させようと、他者の犠牲を肯定することにはならない根拠も共感性から導ける。もちろん、これは共感性が有る者の価値観であり、それが無い者に対してはただの価値観の押し付けである。しかし、全ての人間に利己的な行動を許せば社会は翌日には崩壊する。そして、人間社会の法律が利己的な行動のうち、他者の生存利益の侵害を絶対的な禁則事項として定めていることを鑑みても、人間社会は共感性による善思想に則った秩序維持を志向していることが分かる。そして、この共感性を前提とすれば、たとえ人間ではなくとも、動物に科せられる残酷な仕打ちがもし自分の身に起こっていることだったら、私たちはそれを止めるべきだと思うはずだ。悪であると断定するはずだ。よって、人間は地球の支配者であっても、動物に対する自分勝手で残酷な扱いは許されないと断言することができる。

９．理性

権利に対応する義務を履行する能力としての「理性」

理性とは、生物的な本能・本性に抗って善悪を判断し、その判断を純粋な生物的欲求よりも優先しうる能力・性質のことである。

例えば、動物に生存権を認める場合、動物は生存権に付随する他者の生命を侵害しない義務をも負うべきであるという考えが浮上する。もし、人間に対して認められる権利が当該権利に対応した義務の了承を前提とするものであるならば、動物には権利が認められないとの結論を導きうるかもしれない。しかしながら、この論は全ての人間が義務を履行するわけではないこと、そして全ての動物が義務を履行しないわけではないことを見落としている。また、殺人犯には死刑が課されない限り生命権が保障され、また死刑が執行されるまでは人権享有主体であり続けることから、人間社会はこの権利義務説を前提としていないことが伺える。よって、権利に対応する義務の履行可能性と権利享有の間には相当の因果関係がないと断定できる。

次に、人間と動物の差別の論理として、理性の有無が挙げられることがあるが、人間は本当に他生物に勝る理性の所有者たるのであろうか。確かに人間社会において理性の発揮の現場を見受ける機会は多い。しかし、これが他生物社会に比べて多いのかどうかは不明である。逆に、人間社会には理性とは正反対の浅はかさの現場も多く見受けられる。例えば、人間を最も殺している動物は何かと問うと、その答えは人間であるという。同種が天敵の動物に理性があると言えるだろうか。人間社会が長い歴史を通して脱却することのできない戦争という行為もまた、理性とは真逆の行為である。何百万人、何千万人という死者を出す世界大戦を引き起こす動物に理性があると言えるだろうか。ヒトが他生物に対して、理性の面で突出した存在だと断定することには疑問が残っている。

１０．全ての人間が特定知性の面で動物に優越するかという問題について

上記では、人間と動物では権利享有の点で差異があり、この差異を説明する説として人間が知性の点で動物に優越すること、知性は権利享有条件と考えられるという説を取り上げ、これについて考察を行った。しかし、この説には大きな落とし穴がある。それは、人間が知性の点で動物に優越することを認めるとしても、全ての人間が全ての動物に優越するわけではないことである。まず、アインシュタインよりも知性に優れた動物はいないかもしれないが、凡人よりも優れた動物の存在は否定できないだろう。だが、より大きな問題はチンパンジーなどの類人猿に比べると明らかに知性で劣る人間がいるという事実である。それは、知的障碍者や児童があてはまる。彼らは人権の対象であるとされている。これでは、権利享有の条件として高度の知性を要求するという説と整合性がつかない。

１１．滑り坂理論

ただし、障碍者は「ヒト」である。もしも、彼らに人権を認めず、人体実験などの材料として用いられることを許容すれば、その思考は障碍者に留まらず、健常者にも及びはじめ、人間は人間の生命身体を搾取することをいとわなくなるという、いわゆる滑り坂理論と呼ばれる主張がある。

確かにこの主張によって、ヒトの中で思想が滑っていくことを防げるかもしれない。しかし、現状の人間社会が動物の搾取を容認していることから、生命の中で思想が滑っていくことは可能性として否定できない。

ある人種が、ある国家が、特定の人種や民族、国籍者をヒトと見做さないと宣言した時、ヒトから「除外」された人々は一切の自己防衛の根拠概念を失い、強制労働を科され、人体実験に利用され、大量虐殺される運命をたどることとなる。

１２．「人間の尊厳」を保護するための権利

上記より、人間とそれ以外の動物の差異が権利の有無に関わるとの考えは明確な根拠がないことが分かった。国際法の文献を当たると、権利の根拠として「人間の尊厳」が挙げられており、人間の尊厳によって、人間は当然に権利享有主体であり、それ以外に理由はいらないという記述が為されていることが多い。つまり、権利の根拠とは「人間の尊厳」であり、「生命の尊厳」でないということになり、これが人間にのみ権利が認められる理由と考えるのが一番正しそうではある。

権利とは、人類の発明であり、その過程も人間の生命身体その他の保護を目的としたものであった。本来、権利という思想は動物にまで及ぶことを想定されていないと言って良い。そして、この考えは現代まで尾を引いている。つまり、権利は何らかの条件付けや能力的劣等事由によって動物には与えられていないのではなく、元来の権利とは人間が国家や他者から自己の生存利益や財産利益を保護するための社会的保障として存立するものであったのだ。

１３．人間の権利から動物の権利への飛躍

そして、この理念が何らかの理由によって、人間のみならず、権利の理念等から解釈して生命としての動物にも及ぶのではないかという議論が近年勃興したのだという経緯で理解した方が適切である。

では人間の保護を想定する権利概念を動物に適用するという議論はなぜ起こったかを考える必要がある。権利思想の発生は近代ヨーロッパである。当然、現代社会とは全く事情が異なる。ヒトと動物の関係性も全く異なるものである。現代では動物の生殺与奪は完全にオートメーション化している。

人類は肉体的には獰猛な野生動物に比べて脆弱である。ひ弱な人類は頭脳という武器で火を獲得し、堀を巡らせた集落を作り、石を削って尖らせることで槍を作り、彼らと対峙した。この段階の人類は、動物を畏敬の対象として捉えており、人類は確かに自然体系の一部として彼らと共存していた。この段階の動物には、権利という議論が湧かなかっただろう。しかし、現在の人類はそうではない。動物を生ませ、育て、殺すという完全支配のサイクルを狭い厩舎の中で何世代も繰り返させ、これを食糧やその他の商品として意のままに操作することができる。私たちは、敵対の対象ではなく、圧倒的な実力差のもと、多くの動物種をモノとして、人間社会内部に組み入れた。人間社会はヒトの隆盛と、動物の犠牲によって成立している。ただし、圧倒的な実力差のもと支配する者と支配される者が存在する時、支配する者は自己の善を失い、これを自己都合で搾取し、傷つけ、殺すことに対する一切の抵抗を感じなくなる。一つには、自己の社会に強制的に包括したものに対して、社会構成員に認める権利の一切を付与しない、特に生命、身体に対する保障を付与しないことはあまりにも不公平である。たとえば、私たちの国が他国に侵略されて占領されたとする。私たちは、占領国が植民地人に対する強制労働や大量虐殺を容認することを望まないだろう。共感性を発揮すれば、少なくとも生命身体に対する権利は、特に人間社会内部に生存する動物には保障されるというのが善に適う思想である。現在社会において、家畜や実験動物、使役動物、愛玩動物など様々な動物が彼らの意に反して、不幸にも人間社会に取り込まれてしまった。この支配搾取の構図は誰の目から見ても気分の悪いもので、人によってはこの事実に我慢がならないものである。この不公平の構図に対して、動物権の議論は勃興したと考えられる。

１４．人間の尊厳から動物の尊厳へ

人間の生存利益の保障という観念から権利は生まれ、人間と動物の関係が完全なる一方的支配と搾取の構図になったことで、動物種は人間による生存利益の侵害を受ける常況に陥っている。人間の尊厳にのみ基づく権利も想定できる。国家によって人々が思想や宗教を抑圧された経験を踏まえ、私たちは国家に対し、強力な精神的自由の権利を保有している。これは、人間の尊厳に基づくものである。では、生命を奪われない権利や、身体の自由権はどうだろうか。人間の尊厳のみに由来するものだろうか。前述のとおり、生物とは生命と自立主体性の二大要素で捉えるべき存在であることを鑑みれば、これは生命の尊厳に基づく権利であると確定的に言える。人間は特別の存在ではない。生命の尊厳の侵害はいかなる場合においても許容されない。これは一時的には生命には尊厳が備わるからだ。そして、２次的には生命という人智を越えた機能にこそ尊厳が備わると定義することの方が有事における絶対的な権利保障の担保につながるからだ。「人間であること」の尊厳だけで権利を捉えることは、「人間」定義の恣意的操作を許すことにつながる。このことは歴史が証明している。

１５．結論

動物にはなぜ権利がないのか？そこには高度な理論はないし、大した理由もない。その答えは、人間が動物に権利を認めていないから、ただこれだけのことだ。では、なぜ認めないのだろうか。それは人間側にメリットがないから、そしてデメリットが大きすぎるからだ。

デメリットについて考えてみよう。確かに、動物とは人間社会にとって都合の良い奴隷であり、替えの効く使い捨ての道具である。彼らの存在はある日突然に権利に守られるとしたら、人間社会にとって大きな損害となる。畜産業は消滅し、私たちの食卓から肉類というオプションは消える。動物実験ができなくなれば、医薬分野の研究は阻害されることになる。人間がみな病のリスクと隣り合わせであることを考えれば、動物実験の選択肢はぜひとも必要である。それに対して、動物権の実現による人間のメリットは、経済価値的な観点で言えば、無いに等しいものである。

しかし、このデメリットは人間のみの主観しか反映していない。帝国主義において、植民地経営に奴隷の労働力は必要不可欠であった。奴隷を解放することに、帝国主義国家は何のメリットもないだろう。しかし、解放という事実を受ける奴隷たちにとっては、経済的価値など比較にならないメリットを享受する。それは、身体の自由であり、生命の保障である。メリット、デメリットというものは双方的に語られなければ公平でない。話を戻そう。動物権の実現によって、人間側は何ら経済的メリットを得ないばかりか、経済的デメリットを負うが、権利を獲得する動物たちは肉として殺される運命から解放され、狭いケージから外界へと飛び出す自由を手にする。このメリットは、経済的価値とは比較にならない価値を持っている。つまり、全体的な評価は確実にプラスなのである。

そして、人間社会が倫理的に正しく思える動物権を真正面から認めるまでには成熟しきっていないこと、動物権獲得の人々の熱量が十分に蓄積されていないことも理由の一つである。

だが、いつの日かこの不条理への反感が噴火し、世界を巻き込む革命へと発展する日が来ることを確信している。